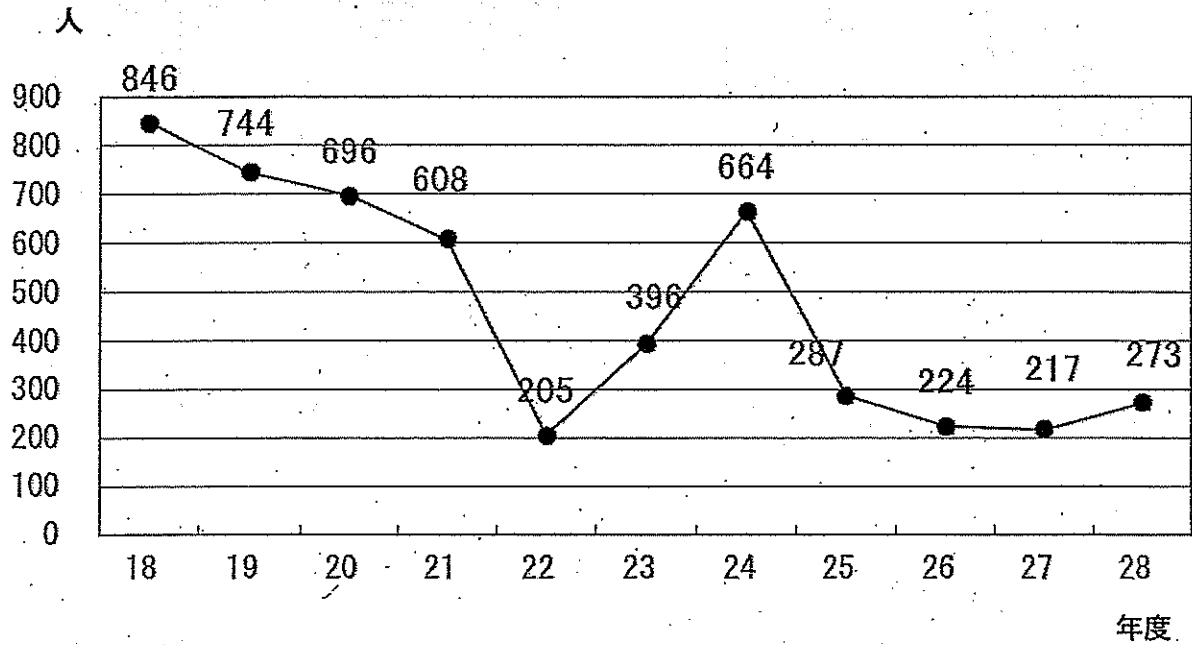
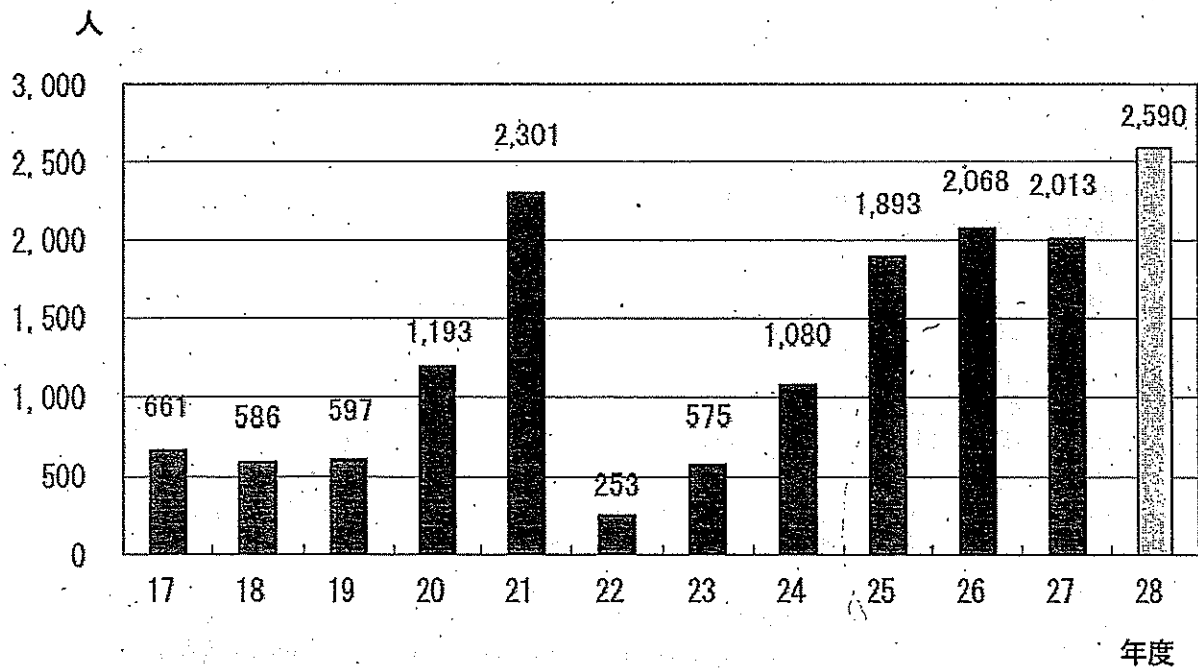


保育所等利用待機児童の解消対策について(平成28年4月1日現在)

待機児童数の推移



利用枠拡大数の推移



※28年度は当初予算

大阪市の保育所等利用待機児童の状況について

1. 待機児童数

(単位:人)

区 分	平成26年 4月	平成26年 10月	平成27年 4月	平成27年 10月	平成28年 4月
新規利用申込数(保育認定者のみ)(A)	14,195	6,863	13,914	7,706	14,361
新規利用児童数 (B)	11,244	2,039	10,988	2,516	11,491
利用保留児童数 (C)=(A)-(B)	2,951	4,824	2,926	5,190	2,870
転所希望 (D) *1	333	467	441	602	368
育休中 (E) *2	181	882	179	1,053	363
求職活動休止中 (F) *3			323	525	411
主に自宅で求職中 (F)'※	570	1,007			
一時預かり等対応幼稚園 (G)			13	12	20
保育ママ・一時保育利用 (G)'※	255	381			
特定保育所希望等 (H) *4	1,388	1,710	1,753	2,487	1,435
待機児童数 (I)=(C)-(D)-(E)-(F)-(G)-(H)	224	377	217	511	273

参考:

就学前児童数 (4月1日現在)	127,317		126,686		126,131
保育所等在籍児童数	46,150	47,194	47,623	48,935	48,821

(説明)

利用保留児童数のうち、厚生労働省の定義により待機児童数から除外するものについても、項目ごとに計上しています。

***1 転所希望**

保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等の理由により他の保育所等への転所を希望しているものは除外する。

***2 育休中**

10月1日現在において育休を取得しているもの(利用予約的に申し込んだもののほか、利用保留により育休期間を延長するなど、結果として育休中となったものも含む。)は除外する。

***3 求職活動休止中**

保護者が求職活動中の場合については待機児童に含めることとするが、保育所等の利用開始後に求職活動開始予定の者等、10月1日現在において求職活動を休止していると考えられるものについては除外する。

***4 特定保育所希望等**

他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機しているものや、利用可能な保育所等のあっせんに応じなかったものは除外する。

※ 平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、厚生労働省による待機児童の定義が変更されました。本市における待機児童数の公表についても、厚生労働省の定義に従い、これまで待機児童数から除外する対象としてきた、保護者が自宅で求職中である場合や一時保育の利用者である場合等については、待機児童数から除外しないこととしました。

○認可保育所、認可外保育施設の比較

事業名	認可保育所	認可外保育施設																																								
目的	日々、保育を必要とする児童を保育	日々、保護者の委託を受けて児童を保育																																								
根拠法令	児童福祉法	児童福祉法																																								
関係法令等	児童福祉法 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法 認可外保育施設指導監督の指針（厚生労働省通知）																																								
設置主体	社会福祉法人等法人	制限なし																																								
設置手続	保育所設置認可申請書提出、児童福祉審議会意見聴取後、認可	届出（設置後1月以内）																																								
入所	区役所に申込、区役所が入所決定	保護者と設置者との直接契約																																								
対象児童	保育を必要とする乳児（0歳）及び幼児（1歳～就学前児童）	乳児（0歳）及び幼児（1歳～就学前児童）、その他児童																																								
保育の必要性の認定	認定必要	認定不要																																								
定員	20人以上、上限なし	制限なし																																								
施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令） 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	認可外保育施設指導監督基準（厚生労働省通知）																																								
職員配置基準	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>児童</td> <td>:</td> <td>保育従事者</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table>		児童	:	保育従事者	0歳児	3	:	1	1・2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4歳以上児	30	:	1	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>児童</td> <td>:</td> <td>保育従事者</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table>		児童	:	保育従事者	0歳児	3	:	1	1・2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4歳以上児	30	:	1
	児童	:	保育従事者																																							
0歳児	3	:	1																																							
1・2歳児	6	:	1																																							
3歳児	20	:	1																																							
4歳以上児	30	:	1																																							
	児童	:	保育従事者																																							
0歳児	3	:	1																																							
1・2歳児	6	:	1																																							
3歳児	20	:	1																																							
4歳以上児	30	:	1																																							
保育従事者	保育士並びに看護師及び保健師（1人に限る。）の資格を有する者	資格要件なし（ただし、保育従事者の概ね3分の1（保育従事者が2人の施設あつては1人）以上が保育士又は看護師（准看護師含む）の資格を有すること）																																								
保育室等面積基準	<table border="0"> <tr> <td>0歳児</td> <td>5㎡</td> <td>保育所の居室の床面積基準にかかる特例</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡</td> <td>0～5歳児 1.65㎡（H32.3.31まで）</td> </tr> <tr> <td>2～5歳児</td> <td>1.98㎡</td> <td></td> </tr> </table>	0歳児	5㎡	保育所の居室の床面積基準にかかる特例	1歳児	3.3㎡	0～5歳児 1.65㎡（H32.3.31まで）	2～5歳児	1.98㎡		保育室 1.65㎡/人																															
0歳児	5㎡	保育所の居室の床面積基準にかかる特例																																								
1歳児	3.3㎡	0～5歳児 1.65㎡（H32.3.31まで）																																								
2～5歳児	1.98㎡																																									
屋外遊戯場	必要（代わるべき公園を含む。）	基準なし																																								
開所時間	原則11時間以上	制限なし																																								
保育内容	保育所保育指針に基づく	保育所保育指針に準じる																																								
保育料	保護者の市民税課税額及び児童の年齢に基づき大阪시가設定し徴収	設置者が設定し徴収																																								
給付費・補助金	施設型給付、障がい児保育事業補助等	なし																																								
施設数	市内419箇所（平成28年4月1日） / 410箇所（H27.4.1）	市内220箇所（平成28年4月1日） / 220箇所（H27.4.1）																																								
入所児童数	市内44,042人（平成28年4月1日） / 44,250人（H27.4.1）	市内4,258人（平成28年4月1日） / 3,914人（H27.4.1）																																								
検査・立入調査	年に1回以上	年に1回以上																																								

2015年度 こども青少年局 課別年間超勤時間数(抜粋)

所属	一人あたり 年間超勤時間数
子ども家庭課	330
保育企画課(幼稚園運営企画)	163
保育企画課	372
保育所運営課	206
阿武山学園	310
子ども相談センター	303
保育所	72

所属部署別時間外勤務時間一覧(1人あたり年間時間数)

西区役所

(単位:人、時間)

部署名	2015年度			2014年度		
	1人あたり 年間時間数	10/1対象人員数		1人あたり 年間時間数	10/1対象人員数	
			うち任期付職員			うち任期付職員
総務課	302	14	-	277	13	-
まち魅力創造課 ※2015年度新設	232	5	-	-	-	-
市民協働課(市民協働)	99	17	-	100	17	-
窓口サービス課(住民情報)	163	13	-	109	14	-
保健福祉課(地域保健)	76	11	1	31	10	-
保健福祉課(生活支援)	163	20	4	149	19	3
保健福祉課(地域福祉)	229	12	1	174	9	1
保健福祉課(保健活動)	181	8	1	134	7	-
保健福祉課(介護保険)	121	4	-	120	4	-
保健福祉課(子育て支援)	447	9	-	287	8	-
窓口サービス課(保険)	145	7	-	115	6	-
窓口サービス課(管理・保険員)	133	7	-	154	6	-

※ 10/1対象人員数は、各年度10/1現在の超過勤務手当支給対象者数(再任用職員を除く)

子どもの権利条約

第 18 条 (親の第一次的養育責任と締約国の援助義務)

1. 締約国は、親双方が子どもの養育および発達に対する共通の責任を有するという原則の承認を確保するため、最善の努力を払わなければならない。親または場合によっては後見人は、子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する。子どもの最善の利益が、親または後見人の基本的関心となる。
2. 締約国は、この条約において定められた権利を保障し、かつ促進するために、親および後見人が子どもの養育責任を果たすにあたって適当な援助を与え、かつ、子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展を確保しなければならない。
3. 締約国は、働く親をもつ子どもが、そのための資格を有する保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するため、すべての適切な措置をとらなければならない。

児童福祉法

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (国)

第一条 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第3条 第1条の基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第1条から第14条の4まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の2まで